

特定空家等の行政代執行について

特定空家周辺の生活環境の保全を図るため、勝浦市浜勝浦の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定により、行政代執行を実施します。

1. 代執行着手の宣言日時

令和6年2月9日（金）午前10時

※荒天の場合は順延します。

※代執行当日までに所有者等により改善がなされた場合は、代執行は中止となります。

2. 実施期間

令和6年2月9日（金）～3月22日（金）

3. 対象となる特定空家等

場所：勝浦市浜勝浦字駒形288番地14（地図赤丸の部分）

建物：木造平屋建て

4. 実施内容

基礎部分を含め建物等の除却など

5. 代執行を行う理由

相続人が全員相続放棄している特定空家について、民法に基づく相続財産清算人の選任を申し立て、相続財産清算人に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第14条の規定に基づき、必要な措置を講じるべき指導・助言、勧告及び、命令等を行ったが、相続財産には措置を履行するための積極財産がなく、履行されなかったため、当該特定空家の放置は著しく公益に反するものとして、法第14条第9項に基づく行政代執行を実施します。

6. 代執行を行う者

勝浦市

7. その他

- （1）行政代執行費用は、いったん市が負担し、行政代執行終了後、全額相続財産清算人に請求します。
- （2）対象となる特定空家周辺は、建物が密集しており、駐車場もないため、当日の取材はご遠慮ください。

問い合わせ先

勝浦市役所 生活環境課 生活環境係

電話 0470-73-6639